

## Q&amp;A

	質 問	回 答
1	補助対象者を70歳以上（年度内に70歳に達するものを含む。）とあるが何年生まれの人が対象でしょうか？	例えば令和4年度事業は、昭和28年3月31日以前の生まれの人が対象となります。
2	申請受付は、いつから始まりますか？土日祝日でも申請できますか？	申請受付の開始は、令和4年4月1日（金）からです。申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。ご了承ください。
3	安全装置を設置する前に申請するのですか？	設置販売事業者に依頼して安全装置を設置した後、書類をそろえて申請してください。
4	安全装置を設置した後、申請するまでの期限はありますか？	安全運転支援装置を設置した属する年度の3月31日までに申請してください。
5	申請書類は、どこでもらえるのですか？	本庁住民課、各支所の窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。
6	申請書の提出は、郵送でも良いですか？	可能です。ただし、書類の内容等に不備があれば受付することができませんのでご注意ください。
7	申請書は、代理の人に提出してもらっても良いですか？	申請書は、代理の方がご提出いただいても結構です。ただし、申請者は補助対象者に限ります。
8	補助金額の算出方法は？	補助金額は、安全運転支援装置本体代金、部品代、取付工賃の経費のうち、国の補助金額を控除した額（店頭支払額）に1/2乗じた金額（千円未満切り捨て）となります。障害物検知機能付きは上限2万円、検知機能なしは上限1万円です。また、設置に際して行った修理箇所の修理費、改造費は補助対象経費に認めません。
9	70歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象になりますか？	本補助制度では、申請年度末時点で70歳以上であっても「非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件ですので、事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車が対象です。
10	所有者は70歳以上の人ですが、実際には70歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全装置を設置すると補助対象になりますか？	本補助制度では、「70歳以上の人が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。申請者以外の人を使用する場合は、補助対象になりません。車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されている必要があります。
11	軽トラックに安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用の自動車であれば、車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区別はありません。営利目的で使用している貨物車は対象になりません。
12	ローンで購入した自動車に、安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	申請者が使用している自動車で、車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されていれば、ローンで購入した自動車であっても補助対象となります。

13	安全装置を設置して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等をする事は認められますか？	認められません。補助金を受けた安全装置は、設置日から1年以上使用してください。1年未満で安全装置を処分（売却、廃棄等）した時は、補助金を返還していただく場合があります。ただし、病気等の理由で運転が困難になった場合は、無理に運転することは止めて、免許返納等をご検討ください。このような場合は、補助金を返還する必要はありません。
14	補助金を受け取った後、伊賀市外へ転居することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか？	申請者本人が引き続き使用し、廃棄、売却等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。
15	現在は伊賀市外に住んでいますが、近々伊賀市内に引っ越す予定です。安全装置を設置すると補助対象になりますか？	申請日に伊賀市に住民登録があり、申請年度末時点で70歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。
16	「交付申請書兼請求書」は、代筆しても良いですか？またパソコンで入力しても良いですか？	申請書の申請意志を確認するため、また誓約及び同意事項を確認するため、様式内の署名は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
17	添付書類「車検証の写し」は、所有者や使用者が申請者本人の名前ではありませんが、申請できますか？	車検証の使用者の欄には、申請者本人の名前が記載されていなければ補助対象になりません。なお、所有者は、申請者本人に限定していませんので、別の人の名義でも構いません。本補助制度では、「70歳以上の人が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。
18	身体障がい者等に自動車税等の減免適用の関係で、車検証の使用者の氏名と運転免許証の氏名が一致しない場合でも補助の対象となるケースがあるようですがこれはどういうケースですか？	三重県では、身体障がい者等が所有し、かつ、使用する自動車について、一定の要件を満たす場合に、その自動車税等を減免する制度を設けています。 ①本人運転（車検証の使用者が減免対象者、実際に運転する方も当該減免対象者） ②家族運転（車検証の使用者が減免対象者、実際に運転する方は減免対象者と同居している人） ③介護者運転（車検証の使用者が減免対象者、実際に運転する方は減免対象者と同居していない介護する人）の3つのケースがあり、①と②のケースは国のサポカー補助金制度同様に補助の対象です。
19	①本人運転は車検証の使用者氏名と申請者（運転免許証の氏名）が一致するため、規定に抵触しないから補助対象となるのはわかるが、②家族運転は一致しておらず、規定上補助対象者にならないのではないですか。	国に準じ、三重県が交付要領を定め特例で②家族運転のケースを補助対象とするため、市においても【交付要綱第10条】この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。を根拠として、②家族運転のケースを県補助の対象とし、車検証の使用者と申請者氏名（運転免許証の氏名）が一致せずとも当該申請書が70歳以上となる者で、かつ他の市の交付要綱の要件に合致し、減免対象者と同居している者であると確認できれば補助対象となります。

20	減免対象者及び減免対象者と同居している者はどのように確認したらいいですか。	三重県自動車税事務所の取扱いでは、申請者より提出された身体障がい者等減免申請書（写し）で確認ができます。
21	③介護運転は補助対象とならないのか。また、②家族運転と③要介護者運転はどのように見分けたらいいですか。	③介護者運転の補助適用について、国同様、介護者は生計を一にしていない者であるため、現在は補助対象外としている。家族運転と介護者運転の見分け方については、三重県自動車税事務所の取扱いのものについては、身体障がい者等減免申請書の身体障がい者等の住所と運転者住所が同一であれば家族運転、異なれば介護者運転です。
22	添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけで良いですか？	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。運転免許証は、有効期限内であることを確認してください。申請者が自動車の運転が可能である必要があります。
23	添付書類「事業者が発行する安全運転支援装置の購入及び設置に係る証明書」とは、どのようなものですか？	設置の際に設置販売事業者が発行する「納品請求書」や「作業指示書」等で、安全装置の名称・設置費の内訳・設置日等の内容が記載されている書類のことです。設置販売事業者に上記のような書類がない場合等は、市の参考様式「安全運転支援装置の購入及び設置に係る証明書」を使用して、設置販売事業者に記入・押印を依頼し添付してください。設置販売事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長（営業所長）名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。
24	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書兼請求書を受理してから約1か月程度での振り込みを予定しております。ただし、書類に不備があった場合は、書類が整ってから1か月ほどかかります。
25	補助金の受取方法は？現金での受取りも可能ですか？	補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振込のみです。現金での受取りはできません。